

都道府県農業会議会議員手当等負担金（継続）

【平成19年度概算決定額：581,782（593,144）千円】

対策のポイント

都道府県農業会議が農地法に基づく事務を適切に行えるように、その職員の給与などの基礎的な経費を負担しています。

（都道府県農業会議とは）

- ・ 都道府県農業会議は、市町村の農業委員会の会長や農協中央会等の都道府県段階の農業団体などで構成されています。その主な業務は、担い手への農地の利用集積に関する活動等を行う農業委員会に対する助言・研修、農業者に代わって意見を公表したり農業者に様々な情報を提供することなどです。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上

<平成17年>

約4割

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

<内容>

都道府県農業会議会議員及び職員の給与費を負担

本負担金は、農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、国が義務的に負担しなければならないこととされている経費であり、農地法に基づく都道府県農業会議の業務に係る会議員の手当及び職員の設置に要する経費を負担します。

【負担率：10/10】

【事業実施主体：都道府県農業会議】

【事業実施期間：昭和29年度～】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]